

各被処分者に認定した事実について

< 1. 高等研究院特別教授（特定教授） 松沢 哲郎 >

認定した事実

(1) 松沢氏が関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為

ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約 計14件

(認定金額：計232,215,000円)

イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約 計2件

ウ 松沢氏の職責及び本件の社会的影響

松沢氏は、平成5年9月1日から平成28年3月31日までの間、霊長類研究所の教授であり、かつ思考言語分野の長として所属する教員を指導する立場であった。また、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間は霊長類研究所長として霊長類研究所の教職員を指導監督する立場にあり、かつ、コンプライアンスを推進する立場であった。かかる立場でありながら、松沢氏はこれらの職にあった期間において、上記の「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」に関与していた。

また、松沢氏による「競争的資金等の不正使用」（ア）及び「契約手続上の不適切な行為」（イ）に関与した行為が、社会に与える影響は、非常に大きなものがある。

(2) 監督者としての責任

松沢氏は、平成5年9月1日から平成28年3月31日までの間、霊長類研究所の教授であり、かつ、思考言語分野の長であり、当該期間には、当時思考言語分野に所属する教員であった友永氏と、松沢氏が代表者である研究プロジェクトで雇用されていた平田氏が、「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」に関与した期間が含まれている。また、今回「競争的資金等の不正使用」が認められたプロジェクトの研究代表者でもあった。さらに、松沢氏は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間、霊長類研究所長の職にあり、当該期間には、友永氏及び平田氏が「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」に関与した期間が含まれている。松沢氏は、研究代表者である以上、これらの経費により実施されるケージの整備に関して管理すべき立場にあり、部下など他の教員をして研究費が適切に支出されるよう管理監督すべき注意義務があった。松沢氏は部下の教員に整備を任せきりにしたうえで、同人に適切な報告を求めなかったなど、管理すべき立場としての注意義務を怠っていた。また、霊長類研究所の教職員を指導監督する立場にあったにもかかわらず、所属する教員においてかかる事態を招いたことは、その職務遂行上の配慮が十分でなかった。

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第32条（誠実義務）「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第36条（遵守事項）第2号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第48条の2に掲げる「懲戒の事由」の第1号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」、同第2号「故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合」及び同第4号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第48条第5号に規定する懲戒解雇の量定としたものである。

< 2. 霊長類研究所教授 友永 雅己 >

認定した事実

(1) 友永氏が関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為

ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約 計 21 件

(認定金額：計 485,475,056 円)

イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約 計 20 件

ウ 友永氏の職責及び本件の社会的影響

友永氏は平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は野生動物研究センター熊本サクチュアリの所長であり、施設の長として所属する教員を指導する立場でありながら、当該期間において上記の「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」に関与していた。また、友永氏による「競争的資金等の不正使用」(ア)及び「契約手続上の不適切な行為」(イ)に関与した行為が、社会に与える影響は、非常に大きなものがある。

(2) 監督者としての責任に係る事実

友永氏は、平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、野生動物研究センター熊本サクチュアリ所長の職にあり、当該期間には、野生動物研究センター熊本サクチュアリ副所長であった森村氏が競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為に関与した期間が含まれている。友永氏は、野生動物研究センター熊本サクチュアリの教職員を指導監督する立場にあったにもかかわらず、所属する教員においてかかる事態を招いたことは、その職務遂行上の配慮が十分でなかった。

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第 32 条(誠実義務)「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第 36 条(遵守事項)第 2 号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第 48 条の 2 に掲げる「懲戒の事由」の第 1 号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」、同第 2 号「故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合」及び同第 4 号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第 48 条第 5 号に規定する懲戒解雇の量定としたものである。

< 3. 野生動物研究センター教授 平田 聡 >

認定した事実

- (1) 平田氏が関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為
ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約 1件
(認定金額：1,619,287円)
- イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約 計2件

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第32条（誠実義務）「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第36条（遵守事項）第2号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第48条の2に掲げる「懲戒の事由」の第1号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」、同第2号「故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合」及び同第4号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第48条第3号に規定する停職1月間の量定としたものである。

< 4. 野生動物研究センター特定准教授 森村 成樹 >

認定した事実

- (1) 森村氏が関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為
 - ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約 計3件
(認定金額：計5,504,762円)
 - イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約 1件
 - ウ 森村氏の職責

森村氏は平成23年8月1日から令和2年3月31日までの間は野生動物研究センター熊本サクチュアリの副所長であり、副所長として所属する教員を指導する立場でありながら、当該期間の一部において上記の「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」に関与していた。

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第32条（誠実義務）「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第36条（遵守事項）第2号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第48条の2に掲げる「懲戒の事由」の第1号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」、同第2号「故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合」及び同第4号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第48条第3号に規定する停職2月間の量定としたものである。

< 5. 事務職員A（50代、男性） >

認定した事実

- (1) 事務職員Aが関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為
ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約 計3件
(認定金額：計189,588,000円)

これらの契約では、教員による入札妨害の不正が認められ、これらの事務手続きにおいて、事務職員Aの部下である当該契約の担当事務職員（以下「事務職員C」という。）の故意による関与が認められている。

事務職員Aは当時、本契約を担当する掛の専門職員・掛長であり、契約業務の経験があったにもかかわらず、契約手続きに関するルールを十分に承知していなかった。また、事務職員Aは、当該契約による調達物品は特殊なものであるため業者から協力を得なければ仕様策定が困難であると認識しており、かつ事務職員Cとは隣り合わせの席であり、事務職員Cが電話等で業者と連絡していることを知っていた。事務職員Aに基本的な認識があれば、事務職員Cに状況を確認したうえで当該教員への問題点の指摘を行うなどにより当該不正を防ぐことも可能であったが、当該教員による不正は見過ごされることとなった。

以上のことから、事務職員Aには事務手続きにおいて、これらの不正が認められた契約に対する過失が認められる。

イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約 計2件

事務職員Aは当時、これら2件の契約を担当する掛の専門職員・掛長であった。これらの契約の「契約手続上の不適切な行為」については、事務職員Cが直接に関与したものであるが、本契約については、通常において専門職員・掛長として注意をしておれば契約手続き上問題があることを容易に知ることができたにも関わらず、その状況を見過ごし、担当専門職員・掛長として契約手続きを進めた。

(2) 専門職員・掛長としての責任に係る事実

- ア 事務職員Aは当時、霊長類研究所の専門職員・掛長の職にあり、当該期間には、事務職員Cが事務手続きにおける競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為に関与した期間が含まれている。
- イ 上記アの当時、事務職員Aが専門職員・掛長であった掛は、事務職員A及び事務職員Cの2名の体制であったが、上記(1)のアにおいては契約手続きにおけるルールの認識不足から、事務手続きにおいて過失による事務職員Aの関与が認められ、イにおいては事務職員Aが通常において専門職員・掛長として注意をしておれば契約手続き上問題があることを容易に知ることができたことが認められる。また、事務職員Aが事務職員Cに契約に係る対応を任せきりにし必要な指導を行っていない等の職責を果たしていない状況があった。

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第32条（誠実義務）「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第36条（遵守事項）第2号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第48条の2に掲げる「懲戒の事由」の第1号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」及び同第4号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第48条第1号に規定する戒告の量定としたものである。

< 6. 事務職員B（60代、男性） >

認定した事実

- (1) 事務職員Bが関与した競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為
 - ア「競争的資金等の不正使用」に関与した契約
事務職員Bには、競争的資金等の不正使用への関与は認められなかった。
 - イ「契約手続上の不適切な行為」に関与した契約
事務職員Bには、契約手続上の不適切な行為への関与は認められなかった。
- (2) 監督者としての責任に係る事実
 - ア 事務職員Bは当時、霊長類研究所事務長の職にあったが、当該職にあった期間には、部下である事務職員らが事務手続きにおける競争的資金等の不正使用又は契約手続上の不適切な行為に関与した期間が含まれている。
 - イ 事務職員A及び事務職員Cの掛は、当時、それら2名による体制であったが、事務職員Aは掛長でありながら、掛内の業務を分割し、自身の分担することとした業務以外には助言・指導を行わないなど、掛として適切なチェック体制が機能していない状態であった。事務職員Bは、事務職員Aが当該掛の掛長として機能していないことを承知していたにもかかわらず、事務長として本来果たすべき掛体制の正常化に向けた対応や部下である事務職員らへの指導・教育を行っていなかった。このような状況の中、事務職員A及び事務職員Cによる事務手続きにおける競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為への関与が生じている。
 - ウ その後、当該掛は減員となり、他の掛の掛長である事務職員（以下「事務職員D」という。）が当該掛の掛長を兼務することとなった。このため事務職員Dに2掛の業務が集中し、事務職員Dが適切に業務を処理することが困難な状況であり、事務職員Dは「契約手続上の不適切な行為」に関与した。事務職員Bは事務職員Dに業務が集中していることを事務職員Dから訴えを受けながらも業務の軽減を図るなど具体的な対応を行わなかった。
- (3) その他
事務職員Bへの部下である事務職員らからの報告・相談については、他の複数の職員へのヒアリングにおいて、事務職員Bに相談してもあまり聞いてもらえず、聞いてくれても適切な回答を返されないため、相談することを諦めていたことが述べられており、事務長として本来果たすべき部下である事務職員らへの指導・教育を行っていなかった。

事務職員B自身に「競争的資金等の不正使用」及び「契約手続上の不適切な行為」への関与は認められない一方、事務職員A、事務職員C及び事務職員Dが事務手続きにおける「競争的資金等の不正使用」又は「契約手続上の不適切な行為」に関与していた当時、事務職員Bは霊長類研究所事務長であった。事務職員Bは霊長類研究所事務長として、霊長類研究所事務部の職員を指導監督する立場にあった。それにもかかわらず、かかる事態を招いたことは、その職務遂行上の配慮が十分でなかったと言わざるを得ない。また、(2)イ及び(3)のとおり、事務職員Bから部下である事務職員らへの教育・指導が不十分であったこと、職員からの相談に対する対応が不誠実であったこと、事務部組織の運営が適切でなかったことなど、事務職員Bが事務長としての職責を果たしていなかったことが認められた。このような状況のもとで、掛のチェック機能が不全であったこと、事務職員Dに過大な業務負荷がかかり業務の適切な処理が困難であったことが、今回の競争的資金等の不正使用及び契約手続上の不適切な行為を防ぐことができなかった要因の一つとなっていた。

処分の理由

上記の行為は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第32条（誠実義務）「教職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の発展に努めなければならない。」に違反し、かつ、同規則第36条（遵守事項）第2号に規定する禁止行為「職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること」に該当するものであり、同規則第48条の2に掲げる「懲戒の事由」の第1号「この規則によって遵守すべき事項に違反した場合」及び同第4号「その他大学の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合」の懲戒事由に該当することから、同規則第48条第1号に規定する戒告の量定としたものである。